

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童福祉司養成施設等の指定の申請)</p> <p>第2条の2 [略]</p>	<p><u>(児童福祉司の数)</u></p> <p>第2条の2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、各年度において、<u>第1号に掲げる数と第2号に掲げる数とを合計した数以上の数とする。</u></p> <p><u>(1) 当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号イにおいて同じ。）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p><u>(2) アに掲げる件数からイに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p><u>ア 当該年度の前々年度において当該福祉総合相談センター又は児童相談所が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に係る相談に応じた件数</u></p> <p><u>イ 当該年度の前々年度において政令第3条第1項第2号ロの厚生労働省令で定める人口1人当たりの件数に当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</u></p> <p>2 法第13条第6項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、<u>福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、同条第1項の規定により置く児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）以上の数とする。</u></p> <p>(児童福祉司養成施設等の指定の申請)</p> <p>第2条の2の2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 平成28年度（この規則の施行の日から平成29年3月31日までの期間に限る。）におけるこの規則による改正後の児童福祉法施行細則第2条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「4万」とあるのは、「6万」とし、平成29年度及び平成30年

度における同項の規定の適用については、同号中「4万」とあるのは、「5万」とする。